

平成22年（行ウ）第20号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷 登美子 外2名

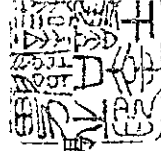
被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面（2）

平成23年6月15日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 関口 幸男



第1 本案前の答弁

監査請求期間の徒過について

「平成21年3月5日支出の23万円」については支出日より1年以上経過し、不適法な監査請求であるから、却下を求める。

原告は、政治倫理条例による審査会への審査請求について触れているが、これは政治倫理に関することで監査請求とは無関係であり、期間徒過の正当理由には全くならない。

第2 講師謝礼の例について

町で開催する各種の講座、催しについて講師へ支払う謝礼の例については被告準備書面（1）において述べてたが添付もれのあった別紙を添付する。

以上

平成21年度講師謝礼金調査(住民訴訟関係)

事業名	平成21年度決算額(円)	単価(円)	内容	講座の具体的内容	人数・回数・時間	講師資格等	講師(町内・町外の別)
職員安全衛生管理事業	201,306	201,306	安全衛生に関する研修会	メンタルヘルス研修会	1人1日2回・各2時間	シニア産業カウンセラー 心理相談員 他	町外在住
健康づくり事業	20,000	20,000	精神保健事例検討会	6町村合同研修事例検討会	1人1日1回・半日	精神保健福祉士	町外在住
農業者支援事業	36,000	12,000	講師謝礼	農産物販売促進イベント講師	1人1日1回 延べ3人	華道 池坊有資格者・栄養士 他	町内在住者
指定文化財保存管理事業	45,000	9,000	森林とのふれあい体験	玉/岡中学校生徒徒による、杉山城跡(学校林)環境整備...樹木伐採、遊歩道整備等	1人・3回、1人・2回各2時間	林業技術者(経験者)、学芸員 他	町内及び町外在住
小とリースポーツ推進事業	50,000	12,500	アクアビクス教室	アクアビクス	1人4日各1時間	スポーツインストラクター(エアロビクス)	町外在住
介護・介護予防一般高齢者施策事業費	15,000	15,000	めざせ100歳自主団体講師	ウォーキング講習会	1人1回120分	日本ウォーキング協会専門講師	町外
介護・権利擁護事業費	30,000	30,000	講師謝礼	心の健康について	1人1回90分	精神保健福祉士	町外
教育委員会事務局総務事業	145,000	30,000	講師謝礼	町内教職員研修会	1人1日1回・3時間	県立大学準教授	町外在住
教育委員会事務局総務事業	145,000	10,000	資料代および交通費	町内教職員研修会	1人1日1回・150分	中学校教諭	町外在住
人権教育推進事業	308,000	4,000	ふれあいじゅく	小学生対象の学級(学習・体験交流)	13人 25回 2・4・6時間	七郷小教員	町内・町外
人権教育推進事業	400,000	10,000	ふれあい講座	成人対象の講座(健康ダンス・カラオケ・手芸・健康づくり教室)	4人 40回 各2時間		町内
社会教育団体等育成事業	25,000	10000 5000	生涯学習学校研究	各小学校による演劇鑑賞教室・七小まつり人権教育講演会	3人 3回 1.25・3・1.5時間		町外 町内
公民館活動事業	1,179,800		講師謝礼	公民館講座等講師謝礼	公民館 24講座・1～複数回・各2時間 七つの祝 1回 交流演奏会 1回	公民館講座 町外講師謝金 10,000円 町内講師謝金 7,000円	